

熊本県公報

第 1 1 6 7 3 号
平成 20 年 3 月 26 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○理容師法施行細則の一部を改正する規則	(薬務衛生課) 1
○美容師法施行細則の一部を改正する規則	(") 2
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 2
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税 務 課) 5
告 示	
○三角港緑地の概要	(港 湾 課) 5
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室) 6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) 7
○指定管理者の指定	(観光物産総室) 34
○道路の区域変更	(道路保全課) 35
○ " " " " " " " "	(") 35
○道路の供用開始	(") 36
○ " " " " " " " "	(") 36
○ " " " " " " " "	(") 36
○ " " " " " " " "	(") 37
○ " " " " " " " "	(") 37
○指定管理者の指定	(自然保護課) 37
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 38
○道路の位置指定	(建 築 課) 38
○「くまもとの木製遊具推進事業」の業務委託に係る募集	(林業振興課) 38
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 38
○ " " " " " " " "	(") 39
○都市計画法第 81 条の規定による監督処分	(") 39
○換地処分	(農村整備課) 39
○平成 20 年度熊本県献血推進計画	(薬務衛生課) 39
登 載 依 頼	
○熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 41
○熊本県災害対策本部規程の一部改正	(危機管理・防災消防総室) 41

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 13 号

理容師法施行細則の一部を改正する規則
 理容師法施行細則（昭和 39 年熊本県規則第 47 号）の一部を次のように改正する。
 第 1 条中「、理容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 5 号。以下「指定規則」という。）」を削る。
 第 2 条第 1 項中「、指定規則」を削る。
 第 6 条の表指定規則第 9 条の項及び指定規則第 8 条の項を削り、同表中「別記第 5 号様式」を「別記第 2 号様式」に、「別記第 6 号様式」を「別記第 3 号様式」に、「別記第 7 号様式」を「別記第 4 号様式」に、「別記第 8 号様式」を「別記第 5 号様式」に、「別記第 9 号様式」を「別記第 6 号様式」に、「別記第 10 号様式」を「別記第 7 号様式」に改める。
 別記第 2 号様式から別記第 4 号様式までを削り、別記第 5 号様式を別記第 2 号様式とし、別記第 6 号様式から別記第 10 号様式までを 3 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 14 号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和 39 年熊本県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、美容師養成施設指定規則（平成 10 年厚生省令第 8 号。以下「指定規則」という。）」を削る。

第 2 条第 1 項中「、指定規則」を削る。

第 6 条の表指定規則第 8 条の項及び指定規則第 7 条の項を削り、同表中「別記第 5 号様式」を「別記第 2 号様式」に、「別記第 6 号様式」を「別記第 3 号様式」に、「別記第 7 号様式」を「別記第 4 号様式」に、「別記第 8 号様式」を「別記第 5 号様式」に、「別記第 9 号様式」を「別記第 6 号様式」に、「別記第 10 号様式」を「別記第 7 号様式」に改める。

別記第 2 号様式から別記第 4 号様式までを削り、別記第 5 号様式を別記第 2 号様式とし、別記第 6 号様式から別記第 10 号様式までを 3 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 15 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 2 の見出し中「自動車税」を「自動車税等」に改め、同条第 3 号中「通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。」を削る。

別記第 1 号の 3 様式、別記第 2 号様式及び別記第 7 号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

別記第 29 号の 4 様式を次のように改める。

別記第29号の4様式（第19条の6関係）

（表）

年度個人県民税徴収取扱費概算・精算計算書					
				年 月 日	
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様		市町村長			
熊本県税条例第35条第2項の規定により、個人の県民税の徴収取扱費の計算書を提出します。					
区 分	基 数 (A)	乗 数 (B)	徴収取扱費 (C=A×B)		
(1) 当該年度に賦課決定した納税義務者数に係るもの	納税義務者数 人	政令で定める額 円	円		
(2) 平成18年度以前賦課決定分の通知書数に係るもの	通知書枚数 枚	60 円	円		
(3) 平成18年度以前賦課決定分の払込額に係るもの	払込額 (7)	本 税	円	円	
		税 外	円		
		計	円		
	控除額 (4)	本 税	円		
		税 外	円		
		計	円		
(7-1)	本 税	円	7/100	円	
	税 外	円			
(4) 歳出還付した個人県民税の過誤納額	平成18年度以前賦課決定分に係るもの	市町村の歳出還付額 円	平成18年度確定あん分率	円	
	平成19年度以後賦課決定分に係るもの	市町村の歳出還付額 円	あん分率	円	
(5) 上記過誤納額に係る還付加算金額	平成18年度以前賦課決定分に係るもの	市町村の歳出還付額 円	平成18年度確定あん分率	円	
	平成19年度以後賦課決定分に係るもの	市町村の歳出還付額 円	あん分率	円	
(6) 個人県民税の納期前納付に対する報奨金額	報奨金額 円	あん分率 円	円		
(7) 所得割から控除しきれなかった県が還付すべき配当割額又は株式等譲渡所得割額			円		
徴収取扱費の合計額 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)				(D) 円	
県が今回支払うべき徴収取扱費					
金額	徴収取扱費の合計額 (D) 円	既交付額 (E)			県が今回支払うべき徴収取扱費 (F=D-E) 円
		第1回概算 円	第2回概算 円	第3回概算 円	

(裏)

(記載要領等)

1 この計算書の提出期限及び各区分の基数記載要領は、次のとおり。

	提出期限	基数(A)欄記入要領	
		区分(1)	区分(2)から区分(7)
第1回概算	6月20日	当該年度の納税義務者数 ×1/3	当該年度払込等に属する4月1日から5月31日までの全払込額等
第2回概算	10月20日	当該年度の納税義務者数 ×2/3	当該年度払込等に属する4月1日から10月10日までの全払込額等
第3回概算	3月20日	当該年度の納税義務者数	当該年度払込等に属する4月1日から3月10日までの全払込額等
精算	翌年度の 6月20日	当該年度の確定納税義務者数	当該年度払込等に属する全払込額等

- 2 (1)は、地方税法(以下「法」という。)第47条第1項第1号に定める徴収取扱費を算定するもので、(A)欄には、当該年度に賦課決定した納税義務者数(既に賦課決定していた税額を変更するものを除く。)を記載し、(B)欄には、地方税法施行令(以下「政令」という。)第8条の3に定める金額を記載すること。なお、平成19年度及び平成20年度については、政令附則第5条の3に定める金額を記載すること。
- 3 (2)及び(3)は、平成18年度改正法附則第5条第9項により従前の例によることとされている平成18年度以前の賦課決定分(平成19年4月・5月の特別徴収分を含む。以下同じ。)に係る徴収取扱費を計算するもの。
- 4 (3)(7)は、平成18年度以前賦課決定分に係る県への払込額((イ)を含む。)を、(イ)は、法第48条により県が徴収して市町村へ払い込んだ県民税と市町村民税の合計額に政令附則第5条の2に規定する平成19年度あん分率(以下「平成18年度確定あん分率」という。)を乗じて得た額を記載すること。
- 5 (4)及び(5)は、法第47条第1項第2号及び第3号に定める徴収取扱費を算定するもので、A欄には同法第17条又は第17条の2の規定によって市町村が、還付し、又は充当した金額(歳出還付した金額に限る。)及び同法第17条の4の規定によって市町村が加算した当該過誤納金に係る還付加算金の金額を、平成18年度以前賦課決定に係るものと平成19年度以後賦課決定に係るものに分けて記載すること。
- 6 (6)は、法第47条第1項第4号に定める徴収取扱費を算定するもので、A欄には法第321条第2項の規定によって市町村が交付した報奨金の額を記載すること。
- 7 (4)及び(5)のB欄のうち、平成18年度以前賦課決定に係るものについては、「平成18年度確定あん分率」を記載すること。
- 8 (4)及び(5)のB欄のうち平成19年度以後賦課決定に係るもの並びに(6)のB欄には、政令第8条第1項から第4項までに規定するあん分率を記載するが、具体的には次のあん分率によること。

	算定に使用するあん分率
第1回概算	前年度の確定あん分率(前年度の3月31日現在によって算定した率)
第2回概算・第3回概算	特定あん分率(最初の納付月の末日現在によって算定した率)
精算	確定あん分率(当該年度の3月31日現在によって算定した率)

- 9 (7)は、法第47条第1項第5項に定める徴収取扱費を算定するもので、C欄には法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を市町村が還付し、充当した場合における当該控除することができなかった次の金額を記載すること。

(7)C欄記載額 = 「県が負担して還付すべき額を市町村が肩代わりして還付・充当するもの」 - 「市町村が負担して還付すべき額を県税に充当するもの(県の収入が目減りするもの)」

- 10 徴収取扱費額の円未満の額は切り捨てること。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

訓 令

熊本県訓令第 5 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
熊本県税事務取扱規程（昭和 47 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条第 4 項を次のように改める。

- 4 第 2 項に規定する税目別調定収入見込みについての報告は、同項及び前項に規定する場合のほか、次の表の左欄に掲げる事項を基礎として調整したものを、同表右欄の期日までに報告するものとする。

前年度の決算	7 月 10 日
8 月末現在の調定実績	9 月 25 日
10 月末現在の調定実績	11 月 25 日
12 月末現在の調定実績	1 月 25 日
2 月末現在の調定実績	3 月 25 日
3 月末現在の調定実績	4 月 25 日

第 138 条第 1 項第 1 号及び第 158 条第 2 項中「出納長」を「会計管理者」に改める。
別記第 22 号の 3 様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

熊本県告示第 228 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

平成 20 年 3 月 26 日

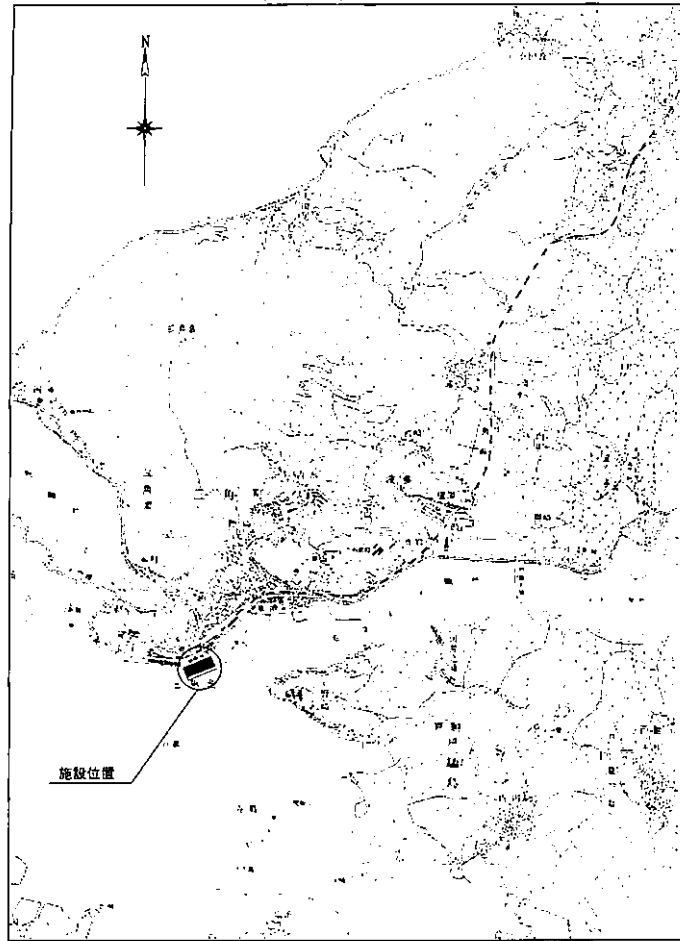
熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名 三角港
- 2 所 在 宇城市三角町三角浦字本嶋地内
- 3 概 要

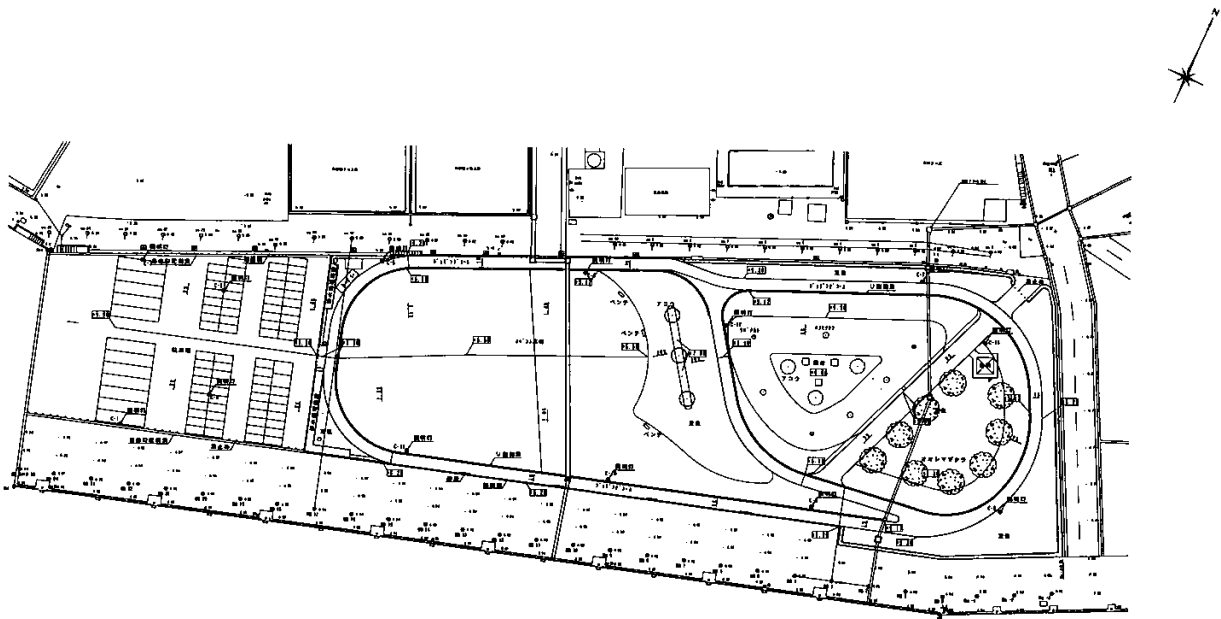
種 類	数量及び能力（構造）
緑 地	数量：17,180㎡、付帯施設：駐車場、照明灯、トイレ

4 位置図及び平面図

位 置 図



平面図



熊本県告示第 229 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認定期間
高橋医院	八代市坂本町坂本 4228-17	平成 20 年 4 月 23 日から 平成 23 年 4 月 22 日まで
開病院	八代市新地町 6-26	平成 20 年 12 月 16 日から 平成 23 年 12 月 15 日まで
松本医院	八代市鏡町両出 1503-1	平成 20 年 4 月 23 日から 平成 23 年 4 月 22 日まで
労働者健康福祉機構 熊本労災病院	八代市竹原町 1670 番地	平成 20 年 5 月 18 日から 平成 23 年 5 月 17 日まで

熊本県告示第 230 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 山鹿市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

第二松ヶ浦川（381-1-003）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山鹿市鹿北町芋生

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

桑原（381-1-005）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山鹿市鹿北町芋生

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

黒猪（381-1-006）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山鹿市鹿北町芋生

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

黒猪川（381-1-007）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦方 1（381-1-008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦方 5（381-1-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
奥山川（381-1-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
枝川内 2（381-1-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 才野 1 (381-1-014)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
才野 2 (381-1-015)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
細永 1 (381-1-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
細永 2 (381-1-017)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
芋生 (381-2-003)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
浦方 3 (381-2-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 浦方4（381-2-005）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 奥山川2（381-2-007）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 迫（381-2-008）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 川原谷（381-2-009）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 田中（381-1-024）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 平（381-1-029）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 枝川内（381-1-030）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 松ヶ浦（381-1-031）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 松ヶ浦1（381-1-032）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 迫浦-1（381-1-033-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
迫浦-2（381-1-033-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
細永-1（381-1-034-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
細永-2（381-1-034-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
金原（381-1-038）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 茂田井-1 (381-1-039-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
茂田井-2 (381-1-039-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
茂田井-3 (381-1-039-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
茂田井 1-1 (381-1-040-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
茂田井 1-2 (381-1-040-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
城ノ尾-1(381-1-041-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
城ノ尾-2(381-1-041-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本多久-1(381-1-042-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本多久-2(381-1-042-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本多久-3(381-1-042-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 荒平-1 (381-1-043-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 荒平-2 (381-1-043-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 曲野 (381-1-044)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 枝川内 1 (381-1-047)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 外野 (381-1-049)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田中1（381-1-054）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
細永1（381-1-055）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本多久1-1（381-1-057-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本多久1-2（381-1-057-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本多久1-3（381-1-057-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
黒猪（381-2-027）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
枝川内 2（381-2-028）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
枝川内 3（381-2-029）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桑原 1（381-2-030）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東細永（381-2-031）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 外野3（381-2-041）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 畑中1（381-2-051）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 桑原2（381-2-052）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 北浦1-1（381-2-053-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町芋生
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 北浦1-2（381-2-053-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
天神原 1-1（381-2-054-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
天神原 1-2（381-2-054-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小今村 1（381-2-055）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田中 2（381-2-114）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 枝川内 5 (381-2-127)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
枝川内 6 (381-2-128)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桑原 3 (381-2-129)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桑原 4 (381-2-130)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川原谷 (381-2-131)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
北浦2(381-2-133)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
北浦3(381-2-134)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
北浦4(381-2-135)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
才野(381-2-138)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町芋生
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
金原1(381-2-148)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 城ノ尾 1 (381-2-151)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 金原 2 (381-2-152)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 天神原 2 (381-2-153)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 天神原 3 (381-2-154)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 本多久 2 (381-2-155)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本多久3（381-2-156）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本多久4（381-2-157）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
入道1（381-2-158）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
入道2（381-2-159）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
入道3（381-2-160）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (83) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
外野 4（381-2-161）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (84) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小今村 2（381-2-162）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (85) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒平 1（381-2-163）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (86) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒平 2-1（381-2-164-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (87) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒平 2-2（381-2-164-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿北町多久
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (88) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

荒平3（381-2-165）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (89) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

曲野1（381-2-166）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (90) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

曲野2-1（381-2-167-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 (91) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

曲野2-2（381-2-167-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町多久
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 八代市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 川原川（202-1-015）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂谷川（202-1-016）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大平谷川第六（202-1-059）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
小藪川第一（202-1-060）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
越猪谷川第一-1（202-1-061-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
越猪谷川第一-2（202-1-061-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
越猪谷川第一-3（202-1-061-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中谷川第三（202-2-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市上片町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
瀬戸石川（202-2-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂谷川第二（猫谷川第二）（202-2-009）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂谷川第三（猫谷川第三）（202-2-010）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川原川第二-1（202-2-011-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川原川第二-2（202-2-011-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
瀬戸石川第二（202-2-012）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中宮谷川（202-2-013）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川床谷川第二（202-2-014）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大平谷川第二（202-2-032）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大平谷川第七（202-2-033）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
小藪谷川第二（202-2-034）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小藪谷川第三（202-2-035）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
小藪川第四（202-2-036）

- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
越猪谷川第二 (202-2-037)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鷹河内第一 (202-2-038)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鷹河内第二 (202-2-039)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
赤松太郎谷川第二 (202-2-040)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
赤松太郎川-1 (202-2-041-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤松太郎川-2（202-2-041-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大平谷川（202-2-042）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
井川尻川（202-2-043）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
瀬戸石川第三（202-3-002）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
追分谷川（202-3-003）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川原川第三（202-3-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川原川第四（202-3-005）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川床谷川第三（202-3-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川床谷川第四（202-3-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川床谷川第五（202-3-008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
観音谷川（202-3-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大平谷川第三（202-3-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大平谷川第四（202-3-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
大平谷川第五（202-3-020）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤松川第三-1（202-3-021-1）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤松川第三-2（202-3-021-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤松川第三-3（202-3-021-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤松川第二（202-3-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 231 号

くまもと県民交流館条例（平成 13 年熊本県条例第 57 号）第 12 条第 1 項の規定により、くまもと県民交流館のうち物産等振興施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	

くまもと県民交流館の うち物産等振興施設	熊本市花畑町 7 番 10 号	社団法人熊本県物産振興 協会 会長 杉武男	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで
-------------------------	-----------------	-----------------------------	---

熊本県告示第 232 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	212 号	阿蘇郡小国町大字宮原字深瀬 2753 番 15 地先から 同所 2753 番 1 地先まで	前	16.0 ～ 19.0	46.0	廃道処分
			後	13.0 ～ 16.4		
		阿蘇郡小国町大字宮原字深瀬 2782 番 1 地先から 同所 2781 番 9 地先まで	前	14.8 ～ 20.0	87.0	
			後	12.8 ～ 18.0		
		阿蘇郡小国町大字宮原字深瀬 2780 番 1 地先から 同所 2780 番 1 地先まで	前	17.0 ～ 19.5	27.0	
			後	14.5 ～ 16.0		
		阿蘇郡小国町大字宮原字深瀬 2757 番 2 地先から 同所 2757 番 2 地先まで	前	15.2 ～ 16.5	9.5	
			後	14.7 ～ 15.2		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 26 日

熊本県告示第 233 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

一般県道	満越城本線	上天草市大矢野町中宇西池の迫 5348 番 9 地先から 同町中宇西越浦口 1855 番 156 地先まで	前	11.7 ～ 13.7	89.1	農免農道 整備事業
			後	11.7 ～ 22.1		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 26 日

熊本県告示第 234 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町大字福原字榎町 543 番 1 地先から 同町大字福原字天神免 527 番 3 地先まで	146.0	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 26 日

熊本県告示第 235 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池市旭志小原字下尾迫 1107 番 2 地先から 同所 1107 番 2 地先まで	36.0	待避所設置
一般県道	田迎木原線	熊本市御幸木部二丁目 839 番 1 地先から 同所 841 番 4 地先まで	27.5	単橋改
一般県道	原植木線	菊池市旭志弁利字竹ノ下 2201 番地先から 同所 2217 番 1 地先まで	220.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 26 日

熊本県告示第 236 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	445 号	球磨郡五木村横手 4953 番 3 地先から 同所 4951 番地先まで	173.0	地域連携国道

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 26 日

熊本県告示第 237 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	肥後伊倉停車場線	玉名市大字伊倉北方字馬場屋敷 3033 番 1 地先から 同市大字宮原字屋敷 654 番 1 地先まで	20.0	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 26 日

熊本県告示第 238 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	満越城本線	上天草市大矢野町中宇西池の迫 5348 番 9 地先から 同町中宇西越浦口 1855 番 156 地先まで	89.1	農免農道整備事業

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 26 日

熊本県告示第 239 号

熊本県ビジターセンター条例（平成 6 年熊本県条例第 41 号）第 8 条第 1 項の規定により熊本県富岡ビジターセンターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県富岡ビジターセンター	天草郡苓北町志岐 660 番地	苓北町 苓北町長 田嶋 章二	平成 20 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで

公 告

熊本県公告第 210 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	高畑（山都町）	平成 9 年 2 月 13 日	平成 19 年 12 月 18 日	熊本県

熊本県公告第 211 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市築地 829 番地 2
- 2 築造者の氏名 萩尾敏子
- 3 道路の位置 玉名市築地字東原 528 番 9
- 4 道路の幅員 4.50 メートル
- 5 道路の延長 35.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 3 月 6 日
- 7 指定番号 玉名景建第 77 号

熊本県公告第 212 号

コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
 - (1) 業務名 「くまもとの木製遊具推進事業」の委託業務
 - (2) 業務内容
 - ア 木製遊具の貸出、管理に関すること。
 - イ 木製遊具の整備に関すること。
 - ウ 木製遊具の開発に関すること。
 - エ 事業の広報に関すること。
 - オ 勉強会の実施に関すること。
- 2 委託期間
委託契約書に定める日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 応募資格
森林又は木材関係、若しくは環境関係の活動を行う旨を定款等で明記している、熊本県内に主たる事務所を所有している法人であって、次の要件をすべて満たすもの。
 - (1) 今回の業務を受託するための十分な組織体制を有していること。（又はその見込みがあること。）
 - (2) 募集開始日（平成 20 年 3 月 19 日）前に、1 年以上の森林又は木材関係、若しくは環境関係の活動実績があること。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
 - (4) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、または反対することを目的としないこと。
 - (5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。
- 4 募集期間
平成 20 年 3 月 19 日（水）から 4 月 17 日（木）まで
- 5 その他
詳細については、別途提示する業務委託応募要領による。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県農林水産部林業振興課県産材利用推進室（096-333-2448）

熊本県公告第 213 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 八代市松江町字菰池 572 番、同 573 番 1、同 575 番 1、同 576 番、同 578 番 1、同 579 番及び同 580 番 1
4,057.83 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 1 号
株式会社 コスモス薬品

熊本県公告第 214 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
鹿本郡植木町大字広住字石櫃 541 番 1
12,555.25 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿本郡植木町大字石川 280 番地
株式会社坂田工業

熊本県公告第 215 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり監督処分を行ったので、同法第 81 条第 3 項の規定により公示する。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 監督処分の相手方
福岡市博多区博多駅東二丁目 13 番 34 号
ヤマエ久野株式会社
- 2 違反の行為地
上益城郡益城町大字宮園字二ノ迫 1018 番ほか 12 筆
- 3 違反行為の内容
平成 17 年 2 月 3 日付け熊本県指令上益城景建第 29 号による開発行為の許可を受けて建築した農産物貯蔵施設に農産物以外の物資を保管しており、当該許可に係る予定建築物の用途と異なること。
- 4 監督処分の内容
平成 20 年 9 月 30 日までに次のとおり是正すること。
(1) 農産物以外の保管物を撤去し、農産物貯蔵施設として使用すること。
(2) 貯蔵する農産物について、その 60% 以上が当該市街化調整区域内で産出される必要があるとの許可条件に適合させること。
- 5 命令を行った日
平成 20 年 3 月 21 日

熊本県公告第 216 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、和水町長坂梨豊昭から日平地区の換地処分をした旨の届出があった。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 217 号

平成 20 年度熊本県献血推進計画を次のとおり定める。
平成 20 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 目的
この計画は、平成 15 年 7 月 30 日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、本県における医療に必要な輸血用血液及び血漿分画製剤原料血漿を確保するため、平成 20 年度に献血により確保する血液の目標量を定めるとともに、特に、近年、医療機関からの需要が多く、安全性の高い 400 ミリリットル献血及び成分献血を県、市町村、熊本県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）、関係機関等が連携して一層の推進を図ることを目的として策定する。
- 2 計画の期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 平成 20 年度献血目標
(1) 平成 20 年度熊本県で必要な輸血用血液製剤見込み数・原料血漿確保目標量
ア 輸血用血液製剤製造見込み数：277,303 単位*（昨年度：257,082 単位）
イ 原料血漿確保目標量：14,000L（昨年度：14,073L）

※単位：200mL 献血由来を1単位として換算

(2) 平成20年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血者数

		血液の目標量 (L)	献血者数 (人)
200mL 献血		360	1,800
400mL 献血		21,840	54,600
成分献血	血漿成分献血	4,489	10,300
	血小板成分献血	4,800	12,000
総 数		31,489	78,700

- 4 献血血液目標量を確保するために必要な措置
- (1) 献血推進のための普及啓発、広報活動等
 夏季、冬季及び春季における血液不足傾向を解消するため、各種団体等の協力を得てキャンペーン等を展開する。特に400ミリリットル献血と成分献血の必要性についての理解を求めるとともに、若年層献血のより一層の推進を図る。
- ア キャンペーンの実施
 ・愛の血液助け合い運動(7、8月)
 ・学生献血クリスマスキャンペーン(12月)
 ・はたちの献血キャンペーン(1、2月)
 ・いっしょに献血キャンペーン(3、4月)
- イ 移動献血ギャラリーの開催(県内6か所程度)
- ウ パンフレット・啓発グッズの作成配布
 各種イベント等での啓発用資材としてパンフレット等を作成し、活用する。
- エ 広報活動
 ・大型ビジョン、テレビ、ラジオ等での広報
 ・ホームページ、市町村広報誌等での広報
- (2) 学校現場での若年層向け献血対策
 将来にわたって安定的に血液製剤を供給していく体制を築くため、小・中・高等学校等での啓発グッズ、資料を活用した献血思想の普及を行う。
- (3) 献血推進組織の育成
 ア 市町村献血推進協議会との連携
 イ 市町村担当者及び献血推進リーダーの研修会開催
 ウ 熊本県学生献血推進協議会の活動支援等
 エ 献血協力団体等に対する知事表彰の実施
- 5 血液不足等緊急事態における献血の確保
 輸血用血液製剤の在庫状況に応じた対応を定めた「熊本県血液不足等緊急事態における危機管理対応要項(平成17年11月18日施行)」に基づき、市町村、血液センター及び関係機関と連携を取りながら必要に応じて、注意報の発令や緊急献血等の各種対策を実施する。
- 6 災害時における献血の確保
 地震等の大規模な災害発生時に必要な血液を緊急かつ安定して供給するために、熊本県災害対策本部、市町村、血液センター及び関係機関と連携を密にしながら必要な措置を講じる。
- (1) 九州血液センターの一元管理による速やかな血液の供給
 (2) 熊本県災害対策本部による血液搬送手段の確保と訓練
 (3) 「熊本県健康危機管理基本方針(平成10年12月3日施行)」に定める構成団体・機関への協力要請
 (4) 放送要請に関する協定に基づく献血協力依頼の放送実施、市町村の協力による臨時献血実施等による献血者確保(県とNHKで協定)
- 7 その他献血推進に関する事項
- (1) 献血受付時の次回協力者確保
 献血受付時に献血申込書の確認事項により「血液センターからの協力依頼を行うこと」についての承諾を取り、季節的あるいは血液型別の血液不足時に協力依頼を行う。
- (2) 採血の実施
 ○日赤プラザ献血ルーム(熊本県赤十字血液センター)
 (所在地) 熊本市長嶺南二丁目1番1号 電話: 096-384-2111 (代表電話)
 (受付時間)
 ・全血献血: 午前8時30分から午前11時50分まで
 午後1時から午後4時50分まで
 ・成分献血: 午前8時30分から午前11時まで
 午後1時から午後4時まで
 ※土曜日は、昼休みなしで実施
 (定休日) 日曜日及び祝日(ただし、土曜日が祝日の場合は平常どおり。)
- 下通り献血ルーム
 (所在地) 熊本市下通一丁目8番29号 電話: 096-325-9218
 (受付時間)

- ・全血献血：午前 10 時から午後 0 時 50 分まで
午後 2 時から午後 5 時 50 分まで
 - ・成分献血：午前 10 時から正午まで
午後 2 時から午後 5 時まで
- ※土曜日、日曜日及び祝日は、昼休みなしで実施
(定休日)金曜日(ただし、金曜日が祝日の場合は平常どおり。)
- 移動採血車(5台)
年間計画により県内各地へ配車

登 載 依 頼

熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 2 号

熊 本 県 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よう に 定 め る。
平 成 20 年 3 月 26 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

熊 本 県 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程
熊 本 県 企 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 程 (昭 和 41 年 公 営 企 業 管 理 規 程 第 16 号) の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る。

第 1 条 中 「 熊 本 県 企 業 職 員 (以 下 「 職 員 」 と い う 。) 」 を 「 企 業 職 員 (熊 本 県 病 院 事 業 の
設 置 等 に 関 する 条 例 (昭 和 41 年 熊 本 県 条 例 第 48 号) 第 1 条 に 規 定 す る 病 院 事 業 に 従 事 す
る 企 業 職 員 を 除 く 。 以 下 「 職 員 」 と い う 。) 」 に 改 め る。

第 2 条 第 3 項 中 「 た だ し 、 職 務 の 級 の 格 付 基 準 は 、 別 に 定 め る と ころ に よ る 。 」 を 削 る。

第 3 条 第 3 項 中 「 (以 下 「 当 該 職 の 区 分 」 と い う 。) 」 を 削 る。

第 4 条 中 第 2 号 を 削 り 、 第 3 号 を 第 2 号 と し 、 第 4 号 を 「 特 殊 現 場 作 業 手 当 」 に 改 め 、
同 号 を 第 3 号 と し 、 第 5 号 を 削 る。

第 5 条 第 1 項 中 「 業 手 の 職 員 」 を 「 業 手 の 業 務 に 従 事 す る 職 員 」 に 改 め る。

第 6 条 の 2 を 次 の よう に 改 め る。

第 6 条 の 2 削 除

第 7 条 の 2 の 見 出 し 及 び 同 条 の 規 定 中 「 現 場 業 務 従 事 手 当 」 を 「 特 殊 現 場 作 業 手 当 」 に
改 め 、 同 条 第 1 項 第 1 号 中 「 た て 坑 」 の 次 に 「 (ダ ム 建 設 工 事 に お け る 調 査 坑 を 含 む 。) の
坑 」 を 加 え 、 同 項 第 3 号 中 「 、 検 査 」 を 「 及 び 検 査 」 に 改 め 、 同 項 第 4 号 中 「 技 術 職 員 の
う ち 、 前 各 号 に 」 を 「 技 術 の 職 員 の う ち 前 各 号 に 」 に 、 「 従 事 す る 職 員 」 を 「 従 事 す る も
の 」 に 改 め 、 同 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(5) 都 呂 々 ダ ム 管 理 事 務 所 に 勤 務 す る 業 手 の 業 務 に 従 事 す る 職 員 大 雨 、 雷 、 強 風 等
の 悪 天 候 下 の 屋 外 に お け る 機 器 設 備 の 点 検 及 び 整 備 の 作 業

第 7 条 の 2 第 2 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(5) 前 項 第 5 号 に 掲 げ る 業 務 日 額 150 円

第 7 条 の 2 第 3 項 中 「 第 4 号 まで 」 を 「 第 5 号 まで 」 に 改 め 、 「 従 事 」 の 次 に 「 す る 職
員 が 、 種 類 を 異 に す る 業 務 に 従 事 」 を 加 え 、 「 に 係 る 手 当 額 の 」 を 「 に 係 る 手 当 の 額 の 」 に 、
「 手 当 額 と す る 」 を 「 手 当 の 額 を 支 給 す る 」 に 改 め る。

第 8 条 の 3 の 規 定 中 「 現 場 業 務 従 事 手 当 」 を 「 特 殊 現 場 作 業 手 当 」 に 改 め 、 同 条 第 1 項
中 「 又 は ダ ム 管 理 業 務 手 当 」 を 削 る。

別 表 第 2 中 「 特 地 公 署 」 を 「 準 特 地 公 署 」 に 、 「 平 成 2 年 4 月 1 日 」 を 「 平 成 20 年 4 月
1 日 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は 、 平 成 20 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 訓 令 第 1 号

本 庁 各 部 (局) 課 (総 室 ・ 室 ・ セ ン タ ー)	
各 地 方 出 先 機 関	関 局 庁 部
企 業 教 育	
警 察 本 部	

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

平 成 20 年 3 月 26 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
熊 本 県 災 害 対 策 本 部 規 程 (昭 和 38 年 熊 本 県 災 害 対 策 本 部 訓 令 第 1 号) の 一 部 を 次 の よう
に 改 正 す る。

第 4 条 第 1 項 中 「 出 納 長 」 を 「 会 計 管 理 者 」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 20 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

